

東北運輸局長 殿
岩手運輸支局長

一般貨物自動車運送事業の
(特別積合せ貨物運送を除く)

- ☐ 事業計画変更認可申請書
☐ 事業計画変更届出書
☐ 施行規則に基づく届出書

変更・届出事項

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ☐ ①主たる事務所 | ☐ ⑧利用運送の業務の範囲 |
| ☐ ②営業所 | ☐ ⑨利用運送の保管施設 |
| ☐ ③休憩・睡眠施設 | ☐ ⑩利用する事業者の概要 |
| ☐ ④自動車車庫 | ☐ ⑪事業の休止 |
| ☐ ⑤各営業所に配置する事業用自動車の
種別ごとの数 | ☐ ⑫事業の廃止 |
| ☐ ⑥利用運送を行うかどうかの別 | ☐ ⑬氏名・名称又は住所 |
| ☐ ⑦利用運送の営業所 | ☐ ⑭役員 |
| | ☐ ⑮その他 |

(変更・届出の理由、届出事由の発生の日)

住 所 (〒)

(フリガナ)

申 請 者

代 表 者 (役職)

(氏名)

電話番号

代 理 人

住 所 (〒)

連 絡 先 (申請者 ・ 代理人 の別)

(担当者氏名)

(電話番号)

(Fax番号)

(メールアドレス)

(官庁使用欄)

受付

(運輸局)

(支局)

変更・届出事項																					
① 主たる事務所	新	名称				郵便番号			電話番号	()											
		位置																			
	旧	名称				郵便番号			電話番号	()											
		位置																			
② 営業所	新	名称				郵便番号			電話番号	()											
		位置																			
	旧	名称				郵便番号			電話番号	()											
		位置																			
③ 休憩・睡眠施設 ()営業所	新	休憩				m ²	睡眠				m ²										
		位置																			
	旧	休憩				m ²	睡眠				m ²										
		位置																			
④ 車庫 ()営業所 第1車庫	新	収容能力	(有蓋)				m ²	(無蓋)				m ²	(合計)			m ²	道路幅員			m	
		位置																			
	旧	収容能力	(有蓋)				m ²	(無蓋)				m ²	(合計)			m ²	道路幅員			m	
		位置																			
④ 車庫 ()営業所 第2車庫	新	収容能力	(有蓋)				m ²	(無蓋)				m ²	(合計)			m ²	道路幅員			m	
		位置																			
	旧	収容能力	(有蓋)				m ²	(無蓋)				m ²	(合計)			m ²	道路幅員			m	
		位置																			
④ 車庫 ()営業所 第3車庫	新	収容能力	(有蓋)				m ²	(無蓋)				m ²	(合計)			m ²	道路幅員			m	
		位置																			
	旧	収容能力	(有蓋)				m ²	(無蓋)				m ²	(合計)			m ²	道路幅員			m	
		位置																			
④ 車庫 ()営業所 第4車庫	新	収容能力	(有蓋)				m ²	(無蓋)				m ²	(合計)			m ²	道路幅員			m	
		位置																			
	旧	収容能力	(有蓋)				m ²	(無蓋)				m ²	(合計)			m ²	道路幅員			m	
		位置																			
⑤ 各営業所に配置する 事業用自動車の 種別ごとの数	新	別紙2のとおり																			
	旧	別紙2のとおり																			

※変更に係る項目のみ記載すること

変更・届出事項										
⑥ 利用運送を行うかどうかの別	新	する ・ しない								
	旧	する ・ しない								
⑦ 利用運送の営業所	新	名称	郵便番号		電話番号		()			
		位置								
	旧	名称	郵便番号		電話番号		()			
		位置								
⑧ 利用運送の業務の範囲	新	一般事業 ・ 宅配便事業								
	旧	一般事業 ・ 宅配便事業								
⑨ 利用運送の保管施設	新	構造及び付帯設備					面積	㎡		
		位置								
	旧	構造及び付帯設備					面積	㎡		
		位置								
⑩ 利用する事業者の概要	新	名称			事業の種類					
		住所								
	旧	名称			事業の種類					
		住所								
⑪ 事業の休止	休止予定日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日									
⑫ 事業の廃止	廃止予定日 令和 年 月 日									
⑬ 氏名・名称又は住所	新	氏名・名称								
		住所								
	旧	氏名・名称								
		住所								
⑭ 役員	新	役職			氏名			役職		
		役職			氏名			役職		
	旧	役職			氏名			役職		
		役職			氏名			役職		
⑮ その他	届出内容()									

※変更に係る項目のみ記載すること

1.各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

普通自動車

所属営業所	新					旧				
	普通	小型	牽引	被牽引	計	普通	小型	牽引	被牽引	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

霊きゆう自動車

所属営業所	新					旧				
	宮型	洋型	バン型	バス型	計	宮型	洋型	バン型	バス型	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

2.変更する自動車の明細

所属営業所	増・減車の別	内訳	車名	年式	最大積載量	車体の形状	登録番号又は車台番号
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		

※内訳には、普通自動車にあつては普通・小型・牽引・被牽引の別、霊きゆう自動車にあつては宮型・洋型・バン型・バス型の別を記載すること

3.増減車予定日

令和 年 月 日から実施する。

4.自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後の車庫必要面積

(1)自動車車庫の位置及び収容能力

所属営業所名【 】営業所

	位置	収容能力 (X)
第1車庫		m ²
第2車庫		m ²
第3車庫		m ²
第4車庫		m ²

(2)車庫別収容車両明細

普通自動車

	配置車両及び所要面積					Y / X × 100 (%)
	普通	小型	牽引	被牽引	計 (Y)	
第1車庫	38 m ² × 両 m ²	11 m ² × 両 m ²	27 m ² × 両 m ²	36 m ² × 両 m ²	両 m ²	%
第2車庫	38 m ² × 両 m ²	11 m ² × 両 m ²	27 m ² × 両 m ²	36 m ² × 両 m ²	両 m ²	%
第3車庫	38 m ² × 両 m ²	11 m ² × 両 m ²	27 m ² × 両 m ²	36 m ² × 両 m ²	両 m ²	%
第4車庫	38 m ² × 両 m ²	11 m ² × 両 m ²	27 m ² × 両 m ²	36 m ² × 両 m ²	両 m ²	%

霊きゅう自動車

	配置車両及び所要面積					Y / X × 100 (%)
	宮型	洋型	バン型	バス型	計 (Y)	
第1車庫	14 m ² × 両 m ²	14 m ² × 両 m ²	13 m ² × 両 m ²	20 m ² × 両 m ²	両 m ²	%
第2車庫	14 m ² × 両 m ²	14 m ² × 両 m ²	13 m ² × 両 m ²	20 m ² × 両 m ²	両 m ²	%
第3車庫	14 m ² × 両 m ²	14 m ² × 両 m ²	13 m ² × 両 m ²	20 m ² × 両 m ²	両 m ²	%
第4車庫	14 m ² × 両 m ²	14 m ² × 両 m ²	13 m ² × 両 m ²	20 m ² × 両 m ²	両 m ²	%

※各種別の1台あたりの所要面積は参考値です。

※車庫の面積に余裕がない場合は、車両明細書及び車両配置図を添付して下さい。

作成にあたっての留意点

1. この様式は、一般貨物自動車運送事業用に作成されたものです。他の業種を含めて⑬氏名・名称又は住所、⑭役員の変更を届出する場合は、「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令」に基づく様式により届出することもできます。

2. 添付書類について

項目番号	添付書類
②④※1	事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類【様式1-1及び1-2】
②③④⑦	事業の用に供する施設の使用権原を有することを証する書類 (自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借入れの場合は賃貸借契約書の写し等)
②③④⑦	都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類【様式例1】
②③④⑦※2	営業所・車庫・休憩睡眠施設の案内図、見取図、平面(求積)図、写真
④	車庫前面道路の道路幅員証明書又は、幅員が車両制限令に抵触しないことを証する書類 (※前面道路が国道の場合は除く)
⑤	事業用自動車の数の変更(増車に限る)に係る宣誓書【様式例2】
②④⑤⑥※3	法令遵守の宣誓書【様式例3】
⑨	保管施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類
⑩	利用する事業者との運送に関する契約書の写し
⑭	貨物自動車運送事業法第5条(欠格事由)のいずれにも該当しない旨の宣誓書(新任役員)【様式例4】
⑮※4	届出事項によって必要な書類

※1 ②は、様式1-1及び1-2

④は、営業所と車庫が併設していない場合にあっては、様式1-1(収容能力のみの変更の場合を除く)

※2 写真については、申請時において特段の事情により提出できない場合は、事後的に提出すること。

※3 ②は、営業所の新設(増設に限る)の場合

④は、車庫の新設、位置変更(収容能力の拡大を伴うものに限る)の場合

⑤は、事業計画変更認可申請により各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数を変更する場合
※変更後の事業用自動車の数が最低車両数を割る場合を除く

⑥は、新たに利用運送を行う場合

※4 譲渡譲受、合併又は分割の終了について届出する場合にあっては、

・各種手続きを終了したことを証する書類

・事業用自動車として登録手続きを済ませた自動車検査証及び任意保険の写し

・労働保険／保険関係成立届(写)、(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)など社会保険等に加入した員数がわかるもの

※5 ⑤は、新たに普通自動車又は霊きゆう自動車を配置しようとする場合にあっては、運賃・料金の届出の提出を行うこと

別添

国自貨第 278 号
国自安第 50 号
国自情第 121 号
国自整第 112 号
令和 6 年 8 月 30 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
（関東・近畿）自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車情報課長
自動車整備課長
（公 印 省 略）

貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について

今般、電子商取引の増大により、宅配荷物の急激な増加、荷物の「小口・多頻度」化、繁忙期に限定されない突発的な運送需要の増大が生じていることで、貨物自動車運送事業者における車両、運転者の配置管理はこれまでより緻密な管理が必要となっている。このため、運行管理、整備管理の DX 化を前提とした運転者、車両の柔軟な運用を認めることで、貨物自動車運送事業者における運転者及び車両の配置管理の負担軽減を図るべく、標記事項を実施することとした。

については、標記事項に関する実施要領を下記のとおり定めたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。また、この旨管轄区域内の各運輸支局への周知徹底も併せて図られたい。

なお、別添のとおり（公社）全日本トラック協会あて通知済みであるので念のため申し添える。

また、標記事項に関する実施要領策定に伴い、「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」（平成 5 年 11 月 10 日付け自貨第 97 号、自管第 79 号、自整第 270 号、自環第 333 号）は本通達をもって廃止する。

記

1. 基本的考え方

一般貨物自動車運送事業者が、一定期間に限って業務の応援のため同一事業者の他の営業所に運転者又は事業用自動車の移動を実施する場合には、以下の運用方針により行うものとする。

なお、当該事業用自動車（以下「移動車両」という。）については、移動元営業所に配置されているものとし、増減車に係る事業計画の変更の届出は不要とする。よって、営業所に配置する事業用自動車の数の変更には当たらず、使用の本拠の位置に変更があったとは認められないことから、道路運送車両法に基づく変更登録の申請の手続は不要とする。

また、移動先営業所が不利益処分により事業計画の拡大が出来ない期間においては、本通達は適用できないものとする。

2. 運用方針

（１）「一定期間」は、３０日以内とし、連続した本通達の適用は認めない。また１年間で本通達の適用を実施する上限は１２０日間とする。

（２）同時に同一営業所から移動する運転者数及び車両数の合計は、移動元営業所の選任運転者数及び配置車両数のそれぞれ５割を超えないこと。

（３）移動元営業所から移動した運転者（以下「移動運転者」という。）及び移動車両に係る必要な情報（移動運転者の運転者等台帳、指導及び監督の実施に関する記録、健康状態に関する記録、点呼の記録、業務の記録、運行記録計による記録、移動車両の自動車検査証（券面記載情報）、点検整備記録を含む）が、移動時に移動先営業所に共有されていること。ただし、２．（４）の「運行管理」をすべて移動元営業所で行う場合、移動運転者の運転者等台帳及び移動車両の自動車検査証（券面記載情報）を移動時に移動先営業所に共有すればよいものとする。

（４）「運行管理」は、原則、移動元営業所で行うものとするが、移動先営業所において運行管理業務の履行補助（点呼等）を行うことを認める。後者の場合、移動先営業所は、その状況についてその都度電磁的記録により移動元営業所に共有すること。また、対面によらない点呼を行う場合は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）及び「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和５年国土交通省告示第２６６号。以下「点呼告示」という。）」に則り点呼を実施すること。なお、移動するにあたっての留意事項を以下①～②に示す。

- ① 移動運転者が移動先営業所の管理下での運行に係る主な道路の状況及び交通の状況を十分に把握できていない可能性がある場合にあっては、必要に応じて当該状況を移動元営業所と移動先営業所の間で共有し、安全に運転するために留意すべき事項を事前に指導すること。

トラック運転者の「改善基準告示」



令和6年4月から適用されています。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】 労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^{（※1）} 、16時間まで延長可（週2回まで） ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合	
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^{（※1）} 、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】 SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から除くことができる ^{（※2、3）} 勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。	
特例	分割休息（継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合） ・分割休息は1回3時間以上 ・休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・3分割が連続しないよう努める ・一定期間（1か月程度）における全勤務回数の2分の1が限度	
	2人乗務（自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合） 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】 設備（車両内ベッド）が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可（ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要） ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること	
	隔日勤務（業務の必要上やむを得ない場合） 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】 仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可（2週間に3回まで） 2週間の拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができない	
	フェリー ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない） ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

（注1）改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）をいう。
 （注2）本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達（令和4年基発1223第3号）の内容を含めて作成したものである。令和6年4月1日から適用されています。

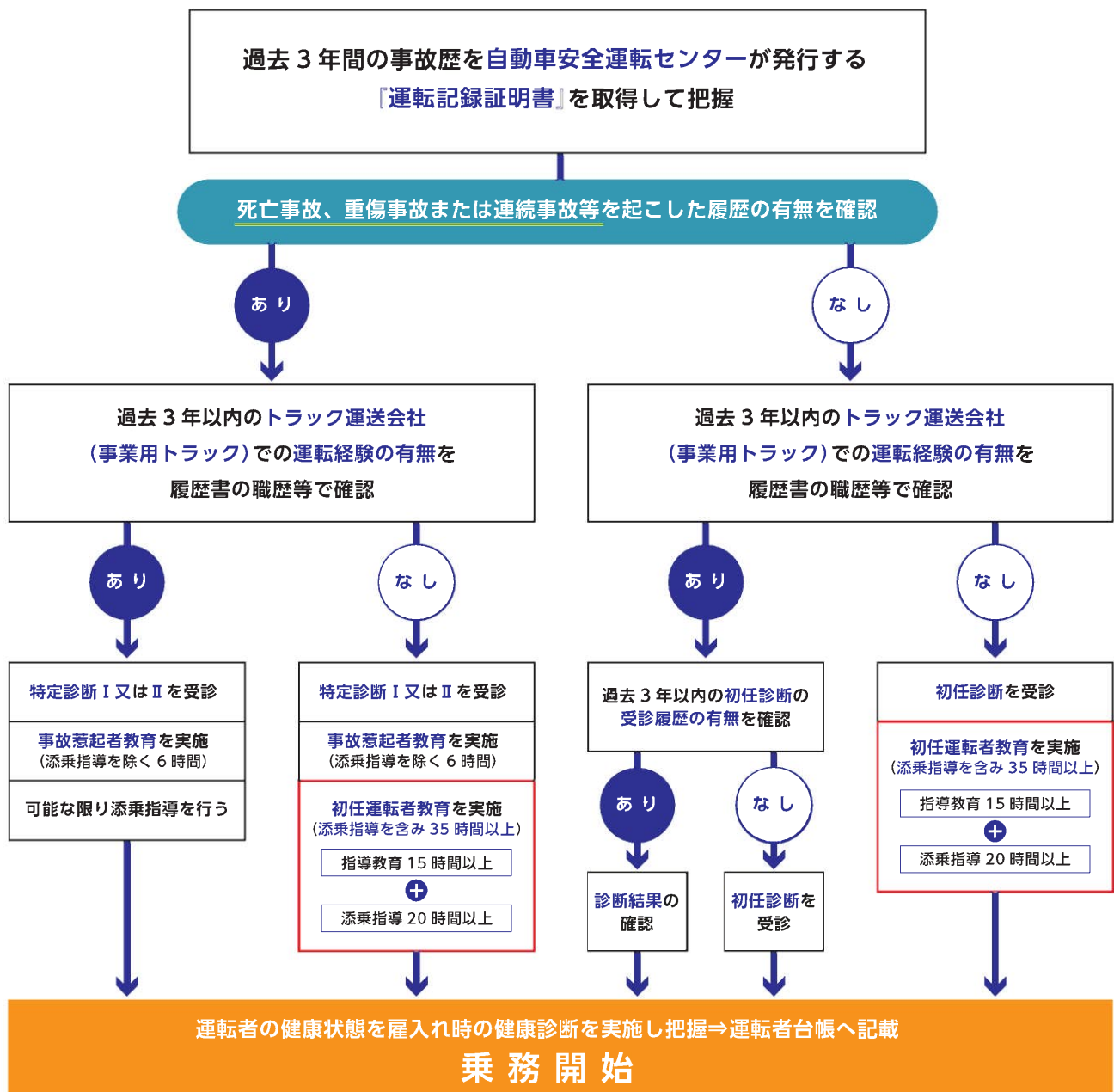
新たに運転者を雇い入れた際の 指導は大丈夫ですか？



平成29年3月12日から運転者に対して実施しなければならない指導・監督の内容をまとめた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」が改正されました。巡回指導で指導・監督指針に関する項目について「不適切」となる事業者が増えており、違反になりますと警告や場合によっては10日以上車両停止の行政処分となります。

以下、「トラック運転者新規雇用雇い入れ時の確認事項」を参考にしながら、今一度、内容を確認し、適切な指導・監督を行うようお願いいたします。

○ トラック運転者新規雇用雇い入れ時の確認事項 ○



★ 初任運転者教育は「指導の指針」に基づき 35 時間（指導教育 15 時間＋添乗指導 20 時間）以上の時間で実施し、必ず記録を作成、保存（3 年間）してください。

高齢運転者（65 歳以上）への対応について

step
01

適齢診断を受診

65 歳になったら、
66 歳になるまでの間で
適齢診断を受診する。



65 歳
~
66 歳

step
02

診断結果の確認と指導

適齢診断の結果が判明した後、
1ヶ月以内に特別な指導をおこなう。

社長、運行管理者等が
指導を行います。

重要 指導を行ったら、必ず記録を残し3年保存する。



step
03

3年以内ごとに受診

3年以内ごとに1回受診させる。
適齢診断の結果が判明した後、
特別な指導をおこない、
その記録を必ず保管する。

運転者台帳に転記すると
ともに運転者台帳または
指導教育記録に綴じる。

指導記録



乗務員教育記録（高齢運転者）

事業主印

被教育運転者 氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

雇用年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

指 導 教 育 内 容	実 施 日 及 び 実 施 者
① 国土交通大臣が認定した適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた、トラックの安全な運転方法等について、運転者が自ら考えるように指導する。	年 月 日
	: ~ :
	印
○	
○	
○	
○	

※高齢運転者適性診断を受診し、結果が判明した後１カ月以内に指導する。

※高齢運転者適性診断・・・６５歳に達した運転者に対し、６５歳に達し日以後１年以内（６５歳以上の者を新たに運転者として選任した場合には、選任のから１年以内）に１回高齢運転者のための適性診断を受診させ、その後３年以内ごとに１回受診させる。

労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう

～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆ 健康診断の種類 ◆

事業者に実施が義務付けられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断(安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第3号 ^(※1) に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6月以上派遣する労働者	海外に6月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

※1:労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務

- イ 多量の高温物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

また、次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、それぞれの健康診断ごとに定める実施時期(雇入れ時・配置替えの際など)及び頻度(6月に1回など)で実施しなければなりません。主な健康診断は以下のとおりです。

特殊健康診断	・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者(有機則第29条) ・鉛業務に常時従事する労働者(鉛則第53条) ・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者(四アルキル鉛則第22条) ・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した^(一部の物質に係る業務に限る)労働者(特化則第39条) ・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者(高圧則第38条) ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者(電離則第56条) ・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者(除染則第20条) ・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことの^(一部の物質に係る業務に限る)ある在籍労働者(石綿則第40条)
じん肺健康診断	・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことの^(一部の物質に係る業務に限る)ある管理2又は管理3の労働者(じん肺法第3条、第7～11条) 注:じん肺の所見があると診断された場合には、都道府県労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。
歯科医師による健康診断	(歯科医師による健康診断) ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他^(一部の物質に係る業務に限る)歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを^(一部の物質に係る業務に限る)発散する場所における業務に常時従事する労働者(安衛則第48条)

なお、VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等、通達等で示す特定の業務に従事する労働者に対して、それぞれ特定の項目について、健康診断を実施するよう勧奨しています。このほか、令和6年度からはリスクアセスメント対象物健康診断の仕組みも始まりました。

詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康確保に努めましょう。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2025.3)

◆ 健康診断の項目 ◆

雇入時の健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入時の健康診断(安衛則第43条)	定期健康診断(安衛則44条)
1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定 6 貧血検査(血色素量及び赤血球数) 7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) 8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) 9 血糖検査 10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) 11 心電図検査	1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長 ^(※2) 、体重、腹囲 ^(※2) 、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査 ^(※2) 及び喀痰検査 ^(※2) 5 血圧の測定 6 貧血検査(血色素量及び赤血球数) ^(※2) 7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ^(※2) 8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) ^(※2) 9 血糖検査 ^(※2) 10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) 11 心電図検査 ^(※2)

※2: 定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断項目の省略基準

定期健康診断の健康診断項目については、以下のとおり、それぞれの省略基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認めるときに省略することのできる者
身長検査	20歳以上の者
腹囲検査	1: 40歳未満の者(35歳の者を除く。) 2: 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3: BMIが20未満である者(BMI(Body Mass Index)=体重(kg)/身長(m) ²) 4: BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1: 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者 2: 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3: じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1: 胸部エックス線検査を省略された者 2: 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	40歳未満の者(35歳の者を除く。)

なお、特殊健康診断等については、それぞれの健診ごとに健康診断項目が定められています。詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

◆ 健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項 ◆

1: 健康診断の結果の記録(安衛法第66条の3)

健康診断の結果については、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておかなくてはなりません。

2: 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(安衛法第66条の4)

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師(歯科医師による健康診断については歯科医師)の意見を聴かなければなりません。

3: 健康診断実施後の措置(安衛法第66条の5)

上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。

4: 健康診断の結果の労働者への通知(安衛法第66条の6)

健康診断結果については、労働者に通知しなければなりません。

5: 健康診断の結果に基づく保健指導(安衛法第66条の7)

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

6: 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告(安衛法第100条)

健康診断(定期のものに限る。)の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。

- ・安衛則44条、45条の健診 : 常時50人以上の労働者を使用する事業者
- ・安衛則48条の健診及び特殊健診 : 健診を行った全ての事業者

報告様式のダウンロードや、所轄労働基準監督署への電子申請は [各種健康診断結果報告書](#)

または



このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

※営業所やホームページ等、営業所の利用者が閲覧可能な場所へ掲示

わが社の運輸安全マネジメントの取り組み

年度 (. 4. 1 ~ . 3. 31)

①

毎年度等、下記の具体的な取り組み方策が定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに
反省事項や改善方法については、後日、改善処置等必要な方策を立てたときに掲示をお願いします。

○わが社の事故防止のための安全方針

・「輸送の安全はわが社の根幹」

○社内への周知方法

・「安全方針」「安全目標」を社内及び営業所に掲示する。

各事業者の事業年度で可

※Gマーク申請事業所は対象期間が
7月1日をまたがっていること。

○安全方針に基づく目標

・「人身事故・飲酒運転ゼロを貫徹しよう！」
・死亡災害・労働災害をゼロにする。

○目標達成のための計画

・点呼の完全実施と運行管理体制の確立
・乗務員教育の完全実施
・アルコールチェッカーの完全実施
・高度運行情報システム(デジタコ)の導入
・定期健康診断・特殊健康診断の実施率を100%にする。

各該当年度数を記載

○わが社における安全に関する情報交換方法

・幹部会議 内部監査
・事業所内のミーティング 朝礼、夕礼 定期的な意見交換

○わが社の安全に関する反省事項

・〇〇年度の内部チェックを〇〇年10月に予定し問題点などの結果は後日、社内及び営業所に掲示する。

○反省事項に対する改善方法

・〇〇年度の内部チェックより把握した問題点の改善方法を、後日、社内及び営業所に掲示する。

②

毎年度、下記の取り組み状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標
安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

○わが社の安全に関する目標達成状況

年度 (前年度)	目標		結果		目標達成状況
	人身事故	0件	人身事故	0件	目標達成
	飲酒運転	0件	飲酒運転	0件	目標達成

○わが社の自動車事故報告規則第2条に規程する事故(前年度実績)

・0件

○わが社の事故に関する情報

年度 (前年度)	重大事故発生件数	0件
	事故の種類	—
	衝突の状態	—

(注)輸送の安全に係わる行政処分を受けた場合には法令に基づき遅滞なく警告書等(与)、改善報告書(与)を社内及び営業所などに掲示等により公表すること

会社名	〇〇運輸株式会社	代表者	代表取締役 △△ △△
	本社営業所		

営業所ごとの策定です。
(内容は本社で策定したものでも可)

※前年度の実績を記載

わが社の運輸安全マネジメントの取り組み

年度（ ）～（ ）

①

毎年度等、下記の具体的な取り組み方策が定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに
反省事項や改善方法については、後日、改善処置等必要な方策を立てたときに掲示をお願いします。

○わが社の事故防止のための安全方針

・
・

○社内への周知方法

・
・

○安全方針に基づく目標

・
・

○目標達成のための計画

・
・
・
・
・

○わが社における安全に関する情報交換方法

・
・

○わが社の安全に関する反省事項

・

○反省事項に対する改善方法

・

②

毎年度、下記の取り組み状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標
安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

○わが社の安全に関する目標達成状況

年度 (前年度)	目標		結果		目標達成状況
	人身事故	件	人身事故	件	目標達成
	飲酒運転	件	飲酒運転	件	目標達成

○わが社の自動車事故報告規則第2条に規程する事故(前年度実績)

・0件

○わが社の事故に関する情報

年度 (前年度)	重大事故発生件数	件
	事故の種類	—
	衝突の状態	—

(注) 輸送の安全に係わる行政処分を受けた場合には法令に基づき遅滞なく警告書等(写)、改善報告書(写)を社内及び営業所などに掲示等により公表すること

会社名	営業所	代表者
-----	-----	-----

貨物自動車運送事業関連

帳票類の保存期間

○ 表中における根拠法令は、「事業法＝貨物自動車運送事業法」、「施行規則＝貨物自動車運送事業法施行規則」、「安全規則＝貨物自動車事業輸送安全規則」、「解釈及び運用＝貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用」、「指導及び監督の指針＝貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」を指します。

○ 社内規程等により法令以上の保存期間を定めている場合、当該規程に基づいて取り扱ってください。

帳票名	根拠法令	作成・取得時期、保存期間
運送契約締結時の書面	施行規則 第13条の3第3項 〃 第13条の7第3項	書面の交付から1年間 (PDFや電子メール等での記録・保存可)
実運送体制管理簿 ※貨物を全て自社で実運送する場合は作成不要	事業法 第24条の5第1項	運送の完了から1年間 (PDFや電子メール等での記録・保存可)
点呼記録	安全規則 第7条	運行終了後1年間 (勤怠管理にも用いる場合は5年間)
業務記録(運転日報)	安全規則 第8条	運行終了後1年間 (勤怠管理にも用いる場合は5年間)
運行記録計 デジタコ、チャート紙	安全規則 第9条	運行終了後1年間 (勤怠管理にも用いる場合は5年間)
事故記録、事故報告書	安全規則 第9条の2 解釈及び運用 第9条の2	事故発生日から3年間
運行指示書	安全規則 第9条の3	正副ともに運行終了後1年間
運転者台帳	安全規則 第9条の5 労働基準法第109条 労働基準法施行規則第56条1項第1号	・運転者でなくなった日から3年間 ・労働者名簿としても管理する場合は、退職、死亡、解雇の日から5年間
乗務員教育記録 (初任、高齢、事故惹起者含む)	安全規則 第10条 指導及び監督の指針 第1章	作成日から3年間
運転者の事故歴 (運転記録証明等)	法令上、保存期間の定めはないが、 乗務員教育記録に準じた取扱い	雇入れ時に過去3年間分以上を取得 教育記録とともに保存(3年間)
適性診断 (初任、適齢、特定診断Ⅰ・Ⅱ)	法令上、保存期間の定めはないが、 乗務員教育記録に準じた取扱い	初任診断：雇入れ後、乗務開始前に受診 適齢診断：65歳に達した日から1年以内に受診し、 その後3年以内ごとに1度受診 教育記録とともに保存(3年間)
運行管理者選任・解任届出書	解釈及び運用 第19条	最新の選任・解任届出書を保存 選任・解任後1週間以内に届出
整備管理者選任・解任届出書	道路運送車両法 第52条	最新の選任・解任届出書を保存 選任・解任後15日以内に届出
定期点検記録	自動車点検基準 第4条第2項	作成日から1年間
日常点検記録	国交省：整備管理規程(例)から引用	運行終了後1年間
健康診断受診結果	労働安全衛生規則 第51条	作成日から5年間
賃金台帳	労働基準法第109条 労働基準法施行規則第56条1項第2号	最後に記入した日から5年
勤怠管理に関する書類 (出勤簿、タイムカード等)	労働基準法第109条 労働基準法施行規則第56条1項第5号	最後に記入した日 または 当該記録に係る賃金支払日の遅い方から5年間